

## 外国為替取引時の確認資料提出のお願い

弊行ではマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策ため、外国為替取引の取扱時に目的と原資を確認できる資料の提出をお願いしています。

資料の提出をいただいても、後日追加で資料の提出をいただく事やお取扱できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

### 1. 目的に関する資料の一例（※）

目的	ご提出いただく資料の一例
貿易全般	輸入許可通知書、輸出許可通知書、請求書（INVOICE）、 船荷証券（BILL OF LADING）、 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）等 （極力、公的機関が発行した資料を提出ください）
生活費	戸籍謄本等のご依頼人とお受取人との関係を確認できる資料 （住居改装や家具購入ならば、その請求書等）
学費	授業料の請求書等の入学・在学の状況を確認できる資料
医療費	医療費の請求書等の入院・通院の状況を確認できる資料
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書等の旅行の行程を確認できる資料
投資	投資先との契約書 等
不動産購入	不動産売買に係る契約書 等
ご自身の外国銀行口座 への預金振替	送金相手口座の預金明細等の口座名義と口座番号が確認できる資料

### 2. 原資に関する資料の一例

原資	ご提出いただく資料の一例
物品の販売代金	契約書、取引に係る書類 等
給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、給与振込口座の通帳 等
年金・助成金	お受け取りが確認できる通帳 等
運用に関する資金 （配当金等）	運用に関する契約書、運用元での解約関係書類 等
不動産関連収入	不動産賃貸に係る書類 等
保険金	保険会社の支払金に係る書類 等
相続	相続関連書類 等

(※) 商品が北朝鮮・イラン特産品又は依頼内容に北朝鮮隣接都市が含まれる場合は、原産地・船積地の確認資料（船荷証券/航空貨物運送状または輸入許可通知書、輸出許可通知書、原産地証明書（商工会議所等公的機関の発行したものに限ります））のご依頼時の提出を必須とさせていただきます。

①商品が北朝鮮特産品4品目

船積地に関わらず原産地、船積地の確認資料をご提示ください。

対象品目			
あさり	うに	さるとりいばらの葉	まつたけ

②商品が北朝鮮特産品12品目

船積地が北朝鮮隣接国（中国（香港・マカオ含む）、韓国、ロシア）の場合、原産地、船積地の確認資料をご提示ください。

対象品目			
赤貝	うにの調製品	なまこの調製品	ひらめ
はまぐり	えび	しじみ	けがに
あわび	かれい	ずわいがに	たこ

③依頼内容に北朝鮮の隣接都市が含まれる場合

（例：「船積地」、「貨物の仕向地」等が北朝鮮の隣接都市の場合）

商品に係わらず原産地、船積地等の確認資料をご提示ください。

国名/省名	北朝鮮の隣接都市名
中国/吉林省	延吉市 (Yanji)
	琿春市 (Hunchun)
	通化市 (Tonghua)
	図們市 (Tumen)
	龍井市 (Longjing)
	和龍市 (Helong)
	敦化市 (Dunhua)
	長白県 (Changbai)
	汪清県 (Wangqing)
	安図県 (Antu)
中国/黒龍江省	牡丹江市 (Mudanjiang)
中国/遼寧省	丹東市 (Dandong)
	鞍山市 (Anshan)
	本溪市 (Benxi)
	東港市 (Donggang)

④商品がイラン特産品

船積地に関わらず原産地、船積地の確認資料をご提示ください。

対象品目
じゅうたん

以上

《関連リンク》

- [外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」等への対応について](#)
- [米国 OFAC 規制への対応について](#)